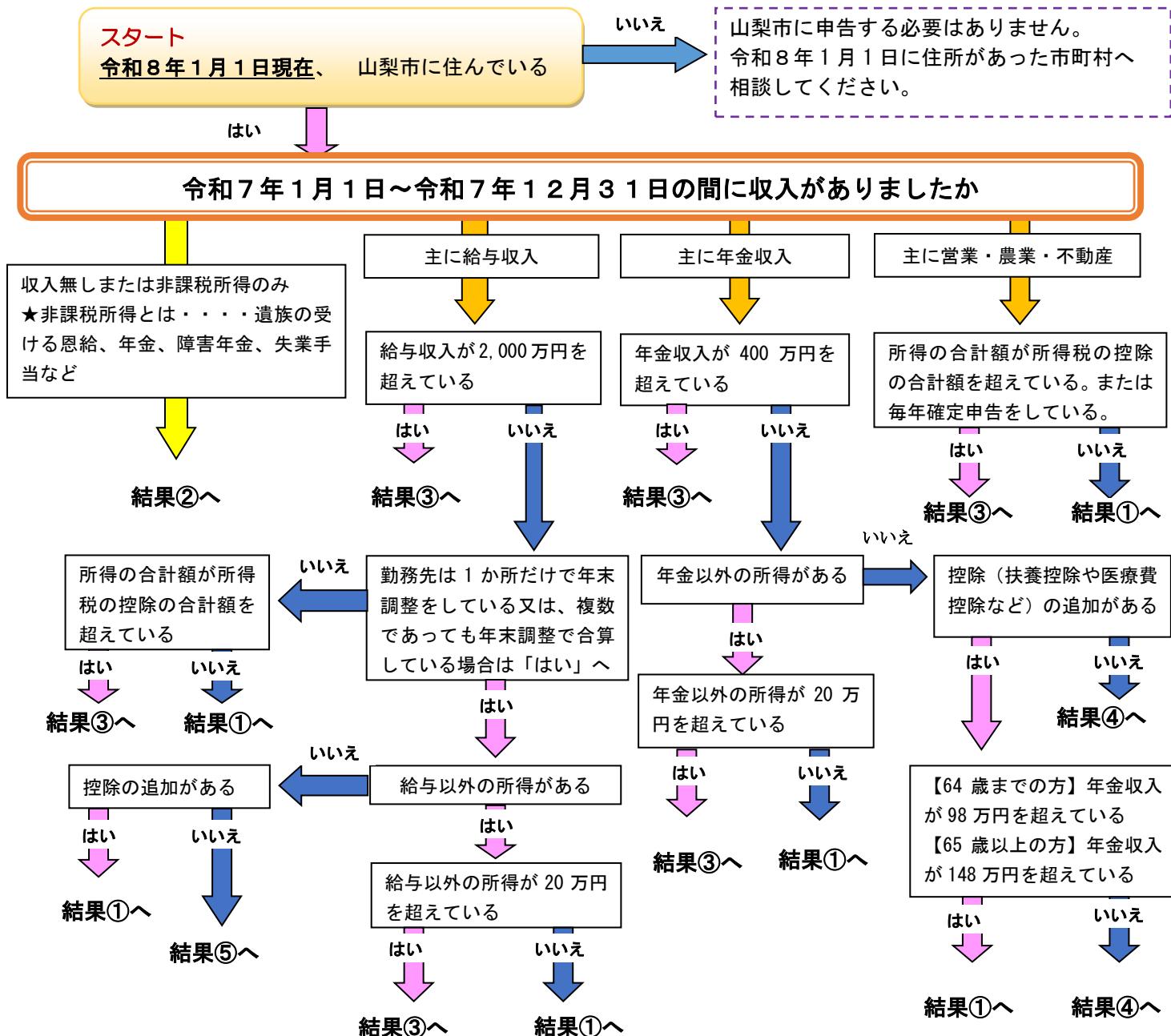


確定申告・市県民税申告フローチャート

フローチャートを参考に、**申告が必要かどうか必ず確認をしてください。**

※フローチャートは一般的な例として作成しています。ご自身の状況によって変わる場合がありますのでご不明な点はお問い合わせください。



- | | |
|---|--|
| ① | →市県民税申告期間の日程をご確認ください ※所得税が源泉徴収済で、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告をしてください (⇒③へ) 確定申告をした方は、改めて市県民税の申告をする必要はありません。 |
| ② | →電話・窓口で【収入なし】の申告をしてください。 ※山梨市内に住んでいる人の扶養親族として申告されている方は原則不要です |
| ③ | →確定申告期間の日程をご確認ください 所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません。 |
| ④ | 所得税の確定申告・市県民税の申告は必要ありません |
| ⑤ | 勤務先から山梨市に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・市県民税の申告は必要ありません (提出されているか不明の場合は、勤務先に確認をしてください。) |